

みらいの県土研究会地域部会（静岡地域）

議 事 要 旨

日 時 : 令和6年12月3日(月) 15:00~17:00

場 所 : 静岡県静岡総合庁舎 7階 第7会議室

出席者 : 別紙出席者名簿のとおり

議事次第に基づき技術調査課から説明を行った。

発言者からの主な意見は以下の通り。

【情報共有】

- 1 静岡県における建設発生土リサイクルへの取組
- 2 建設発生土の適正処理に向けて
- 3 関係団体、各事業者の業務紹介

○清水建設業協会

- ・ 清水地区では、組合内の業者で連携し発生土について解決を図りたいと考え、組合の理事会等で検討している。

○静岡建設業協会

- ・ 理論上は、市内にも中間処理事業者が多くあるが、現実的に考えると静岡市内で処分できる状況ではない。
- ・ 建設事業者は、登録ストックヤードに搬入すれば追跡が不要であるが、これでよいのか。

○砕石業協同組合

- ・ 砕石の新材が必要な工事もある。新材の供給体制を維持できるよう、発生土のリサイクルばかりを推進するのではなく、適材適所で使用するよう配慮願う。

○建設発生土リサイクル協会

- ・ 土質改良土を活用するために、品質規格等官民一緒になって検討していく必要がある。
- ・ 品質規格等を官民で検討し、どうしたら、もっと再生材を使えるか検討していきたい。

○静岡建設発生土処理事業協議会

- ・ 静岡市内には小規模な最終処分場が2ヵ所位しか無いため、袋井などの受入れ単価が安い遠方の処分場に搬出している。よって、静岡市内の発生土の受入れ単価は、運賃がかかる分だけ高くなっている。

○東海砒業

- ・ 自社で処分場、改良プラントを持っているが処理できない発生土は、島田、掛川の最終処分場に搬出している。大型ダンプで2回/日しか運搬できないため、最終処分場までの距離と要する時間に課題がある。
- ・ 改良プラントでは、150～200m³/日の土質改良土を製造する能力があるが、養生期間が7～10日間必要で、保管場所の確保にも課題がある。
- ・ 静岡市内の上下水道工事では改良土が多少使用されているが、その他中部地区での使用が余りにも少ない。
- ・ 建設発生土の再利用の影響から、再生砕石の利用量が減少し、現在、東部、中部地区でコンクリート殻、アスファルト殻の瓦礫類の受け入れが出来ない状態である。

○アースシフト

- ・ 最終処分場を1箇所運営し、更にもう1箇所建設中である。

4 県機関・市町の主要事業の紹介

○静岡土木事務所

- ・ 有効利用率は80%となっているが、実態は搬出先工事が乏しく中間処理施設を経由し、最終処分されているという認識はある。
- ・ 利活用事例として、清水海岸への養浜事業と麻機遊水地整備があげられる。
- ・ 毎年、サンドバイパスに80,000m³、サンドリサイクルに50,000m³の土砂が必要のため、川の掘削土砂等で対応している。

○清水港管理局

- ・ 新規の岸壁整備にあたって、NEXCO 中日本と調整し約40,000m³の盛土材を受け入れた。
- ・ 三保地区にある貝島埋め立て護岸については、全体容量(約2,500,000m³)の9割近くが埋まっており、残り300,000m³の容量しかない状況である。

○中部農林事務所（農地）

- ・ 農地の基盤整備工事は、清水区内で2地区、駿河区内で2地区、合計50ha位の規模で行っている。また、農道整備工事を清水区内で2カ所行っているが、切盛ゼロで計画している。
- ・ 基盤整備工事の池の沢地区では、令和7～9年度に約250,000m³の不足土が生じるため、池の沢土地改良区が土砂の受入れを行う予定。

○中部農林事務所（森林）

- ・ 令和5年度に諸子沢の地すべりによる土砂を中遠農林事務所の森の防潮堤に利用した事例はあるが、毎年、流出土砂の処理が問題となっており、根本的な解決を講じたいと考える。

○静岡市

- ・ 大規模貯留池整備に伴い、約25,000m³の建設発生土の搬出を予定しているが、貝島地区にある静岡市の最終処分場へ搬出予定である。
- ・ 静岡市工事の発生土処理の現状は、5カ年平均、約260,000m³/年に対し、有効利用が100,000m³、最終処分が160,000m³である。また、市内に処分場が無いため、市外の処分場へ搬出しているが、土量が多いため、受入れ制限が発生している話も聞く。
- ・ 令和5年9月に市の建設発生土処理の基本方針を策定した。
- ・ 方針に沿った取り組みの中で、市内に最終処分場を確保することを目的に令和5年9月から受入地募集の公募を行い、現時点までに事前相談5件、その他の相談が22件あった。

【意見交換】

1 静岡土木事務所管内の建設発生土の状況

2 意見交換

(1) 建設発生土の有効利用について

○静岡建設業協会

- ・ 最終的には処分場に入っている分も有効利用に計上されており現実的ではない。
- ・ 設計上、中間処理施設への搬入が指定されているが、実際には受け入れ困難であることが多い。
- ・ 中間処理施設で再生材を作っても搬出先が無く最終的には他市で処分している。

○建設発生土リサイクル協会

- ・ 年間を通すと受入れ出荷の波は非常に大きいですが、受入れが多くて出荷が少ないため、現状として最終処分している。
- ・ 土質改良土について、多い月で3,000~4,000m³位は出るが、利用者のほとんどが民間で、公共工事では、使用してもらえない。
- ・ 受入れ出荷のバランスもあるが、土質改良土の有効についての認知活動をしている。

○静岡土木事務所

- ・ 静岡土木事務所の建設発生土は、年間約200,000m³であり、うち安倍川筋での掘削土100,000m³位は、サンドバイパス(5万m³)とサンドリサイクル(5万m³)で有効利用できる。
- ・ ただし、養浜に使う土砂は、シルト分が多い場合、漁業関係者との協議の中で使用不可となる。

○清水建設業協会

- ・ 再生路盤材等として発生土の活用を推進することによって、新材業者や再生砕石業者にも影響が出ていることは理解していただきたい。
- ・ 処分場として埋めやすい箇所は枯渇しており、沢などを埋める場合、永続管理が必要となり、民間事業者では困難である。
- ・ 発生土が出るだけの工事ではなく、発生土を入れることができる工事を検討した方が良い。

○砕石業協同組合

- ・ 土質改良土については、過去（約 40 年前）にも静岡市内等で取り組んだが、市場に受け入れられず、多くの業者がやめてしまった経緯がある。
- ・ 今回も、土質改良土の事業者が増えても、果たして使ってもらえるのか？行政が「建設発生土や土質改良土をこれだけ使う。」と示してほしい。

○静岡土木事務所

- ・ 発生土の有効利用として河川の仮設用道路、搬入路に使用する盛土材が考えられる。
- ・ 安倍川水系の河川浚渫土については良い土砂はそのまま海岸への養浜材として使用できるが、シルト混じりの土砂は搬出先の検討が必要である。
- ・ 例えば、シルト混じりの土砂の活用に向けた研究として、爆気やろ過により砂利分とシルト分を分離し、それぞれの需要に応じた他分野で利用するなど検討してみてもよいのでは。

○静岡市

- ・ 他分野との連携ですが、調整池の掘削による発生土約 25,000m³は、貝島にある一般ごみの焼却灰を埋める処分場の覆土として活用。また、焼津市の防潮堤の嵩上げ工事と藤枝市の仮設工事に発生土を有効利用した。
- ・ また、沼上にある処分場の灰の覆土 1,000m³弱と藤枝市の仮設道路約 1,500m³は SSM を活用して調整した。

○砕石業協同組合

- ・ 砕石事業者は、砕石製造だけでなく、例えば、山土を活用した農業用土の製造など多様なノウハウを有している。建設発生土等を活用した新たな製品の開発や研究等にあたり、砕石業協同組合にも声を掛けてくれれば協力する。

○静岡土木事務所

- ・ 遊水池の発生土は泥土が多く処分費が高い。改良して遠方で使用してもらおう方が安価であるため、SSM 等で搬出先を探しているところである。
- ・ 国土強靱化の流れの中で堤防の嵩上げや水防資材のストックヤード整備などに建設発生土を使用するといった、受入地を創造するといった発想が必要である。

○静岡建設発生土処理事業協議会

- ・ 発生土を中間処理施設に搬入しても最終的に処分されているのならば再利用に入らないのではないか。

○東海砒業

- ・ 田子の浦の浚渫土について、優先して使用しているため、東部の処理場が処理出来ない状態にある話を聞く。
- ・ 中間処理業を営むものとして、東部だけでなく中部の方まで拡大することに対して非常に危機感を感じている。

○技術調査課

- ・ 田子の浦の発生土は、富士の地域部会の1つの大きなテーマになるので、全体会で検討結果を情報共有する。

○アースシフト

- ・ 将来、災害が発生した際には災害発生土の処理ができないと考える。それらも見越して行政として現状を考える必要がある。
- ・ 行政ができることは、公共事業を起こすことである。河川で出た土砂を道路に入れる計画など、富士土木や島田土木では可能であるが、静岡土木では道路管理を行っていないので難しい。
- ・ 漁港や港湾で事業を加速化させ、バースを前倒しで作るなど土砂の受け入れ先を作ることが必要ではないか。

○静岡建設業協会

- ・ 防潮堤事業など、新規の盛土事業を起こして官民一緒に処理することを考える必要がある
- ・ 積算時に一言、受け入れ先の状況を確認してもらえれば困窮している実態を把握してもらえるのではないか。
- ・ 農地の畑作転換等の盛土は表層の耕作土がしっかりしていれば、下の盛土材には建設発生土を利用できる。そこで使用できれば発生土は少し減るのではないか。
- ・ 民間事業者が作成した改良土をストックできる施設を行政側で用意できればマッチング率が上がるのではないか。

第1回みらいの県土研究会地域部会

日時 令和6年12月3日(火) 15時～

場所 静岡総合庁舎7階第7会議室

次 第

1 開 会

○会の主旨説明

2 情報共有

(1) 静岡県の方針と取り組み内容(技術調査課)

(2) 建設発生土の適正処理に向けて(技術調査課)

(3) 関係団体、各事業者の業務紹介

(4) 県機関・市町の主要事業の紹介

3 意見交換

(1) 静岡県内の建設発生土の状況(技術調査課)

(2) 意見交換

(3) まとめ

4 今後の予定(技術調査課)・閉会

(別紙)

みらいの県土研究会 地域部会 出席者名簿

日時： 令和6年12月3日（火） 15時～

場所： 静岡総合庁舎7階 第7会議室

地域名：静岡

機関名	所属名	職名	氏名	備考
【静岡県（土木）】				
静岡土木事務所	企画検査課	班長	杉山 喜一郎	
		主査	小田 匠	
〃	〃	課長	望月 一弘	
【静岡県（港湾）】				
清水港管理事務所	企画整備課	班長	堀井 晃男	
【静岡県（農林）】				
中部農林事務所	農地整備課	班長	佐野 公美	
〃	治山課	班長	藤田 千代子	
【市町】				
静岡市	技術政策課	係長	柳生 太一郎	
〃	〃	主査	佐野 陽介	
【県建設業協会】				
清水建設業協会		会長	松浦 真明	
〃		環境・災害対策委員	大橋 一步	
静岡建設業協会		災害対策委員長	出雲 大俊	
〃		発生土対策PT	中村 勝則	
【県砕石業協同組合】				
株式会社カフムラ		代表取締役	川村 靖	
株式会社山本建材		代表取締役	山本 雅也	
静岡県砕石業共同組合		専務理事	桑原 裕明	
【関係団体】				
静岡建設発生土処理事業者協議会		会長	勝池 光子	
建設発生土リサイクル協会			帆高 宏史	代理：高橋
【建設発生土リサイクル業者】				
東海鉱業株式会社		部長	中野 博	
【処分場業者】				
株式会社アースシフト	営業部	部長	渡辺 真吾	
〃		技士長	東 誠司	
〃	不動産部		中本 正浩	
【技術調査課】				
県交通基盤部	技術調査課	班長	牧野 忠広	
〃	〃	主幹兼総括主査	稲毛 純一	
〃	〃	主任	木村 昌嗣	
【県建設業協会】				
(一社)静岡県建設業協会		専務理事	石野 好彦	事務局